

国立大学法人東京農工大学における「新しい地球人養成プログラム」に従事する職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学における「新しい地球人養成プログラム」に従事する職員就業規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考								
<p>国立大学法人東京農工大学における「新しい地球人養成プログラム」に従事する職員就業規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年11月26日 19経教規則第12号</p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第5項の規定に基づき、文部科学省の大学改革推進等補助事業「新しい地球人養成プログラム」に係る経費を雇用財源とし、企画・調整・連絡業務を行う事務職員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 省略</p> <p>(所定労働時間) 第7条 推進員の労働時間は、休憩時間を除き、1日8時間以内、1週間40時間以内とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表1のとおりとする。ただし、1週間の労働時間が40時間未満の推進員については、その始業・終業時刻、休憩時間を個別に定める。</p> <p>第8条～第9条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="100 1185 703 1262"> <tr> <td>労働時間</td> <td>午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td>休憩時間</td> <td>午後0時15分から午後1時まで</td> </tr> </table>	労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで	休憩時間	午後0時15分から午後1時まで	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第3項の規定に基づき、文部科学省の大学改革推進等補助事業「新しい地球人養成プログラム」に係る経費を雇用財源とし、企画・調整・連絡業務を行う事務職員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 省略(現行どおり)</p> <p>(所定労働時間) 第7条 推進員の労働時間は、休憩時間を除き、1日7時間45分以内、1週間38時間45分以内とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表のとおりとする。ただし、1週間の労働時間が38時間45分未満の推進員については、その始業・終業時刻、休憩時間を個別に定める。</p> <p>第8条～第9条 省略(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略(現行どおり)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1046 1185 1648 1262"> <tr> <td>労働時間</td> <td>午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td>休憩時間</td> <td>午後0時00分から午後1時まで</td> </tr> </table>	労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで	休憩時間	午後0時00分から午後1時まで	
労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで									
休憩時間	午後0時15分から午後1時まで									
労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで									
休憩時間	午後0時00分から午後1時まで									

附 則(21経教規則第9号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。